

不法投棄 しない！させない！見逃さない！

1972年にスウェーデンのストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して、6月5日は「環境の日」と定められています。日本では6月を環境月間とし、限りある資源や環境保全に対して関心と理解を深めるための普及啓発活動を行っています。

問い合わせ先 役場環境課 ☎963-1732(直)

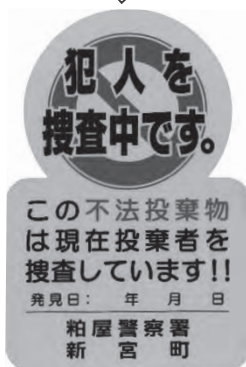
不法投棄をなくそう

家庭生活・事業活動で出る家庭ごみや事業所ごみは、自己責任で決められた時間や場所に分別して出すよう、ルールを守って処理する義務があります。

しかし、これらのルールを無視して、山林や河川、空地や道路などに捨てる「不法投棄」が後を絶ちません。不法投棄は、町の景観を悪くするだけではなく、廃棄物から出る悪臭や有害物質で自然環境や私たちの健康、食物、生物の生態系にも悪影響を及ぼします。

【警告ステッカー】

このステッカーが貼ってある不法投棄に心当たりがある人は、役場環境課にご連絡ください。



▲約1メートルの流し台



▲建築塗料が入った18リットル缶(1斗缶)

不法投棄は犯罪行為です

不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。違反すると、法律によって処罰を受けることになります。「5年以下の懲役もしくは1,000万円(法人は3億円)以下の罰金またはその両方」が科せられます。

空き缶やたばこの吸い殻のポイ捨て、犬のフンの放置なども不法投棄となり、処罰の対象となります。

〈不法投棄を見つけた場合は〉

公園または道路で不法投棄が行われている現場や、不法投棄物を見つけた場合は、役場環境課または粕屋警察署(☎939-0110)へ通報してください。町公式LINEでも簡単に通報することができます。電話で通報をする時は以下のことをお知らせください。

- ◆不法投棄の場所と発見日時
- ◆不法投棄物の種類と量
- ◆(分かる場合は)投棄者の特徴と人数
- ◆(分かる場合は)投棄車両の車種・ナンバー・色

不法投棄を未然に防ごう！

不法投棄は道路などの公共用地以外に、空地や山林などの私有地へ投棄されることがあります。「柵がない」「雑草が伸びている」など管理されていない場所に投棄される傾向があります。また、一度ごみが捨てられると、繰り返し同じ場所に投棄されるようになります。

私有地に捨てられた不法投棄物は、町では回収ができません。
土地の所有者（管理者）の責任で対応する必要があります。

不法投棄を未然に防ぐために

有効的な手段のひとつとして、地域に住むみなさんが監視の目を光らせることです。また、土地を所有・管理する人は、ごみを持ち込まれないように、土地の適正管理とごみを投棄されない環境づくりが大切です。

効果的な手段（例）

- ◆ 雑草などはこまめに刈る
- ◆ フェンスやロープなどで囲って侵入を防ぐ
- ◆ 不法投棄防止の看板を立てる



LINE で不法投棄の通報ができます！

公園または道路で不法投棄物を見つけた場合、町公式LINEから24時間通報することができます。不法投棄の通報以外にも、公園の遊具などの損傷報告もできます。ぜひご利用ください。

※私有地に捨てられた不法投棄物は、町では回収ができません。

※通報は情報提供を目的としており、必ずしも対応を確約するものではありません。

※緊急の場合は、電話で通報してください。



▲友だち追加はこちら

STEP 1
「損傷報告・通報」をタップ

STEP 2
「損傷報告」をタップ

STEP 3
「LINEでこのまま通報」をタップ

STEP 4
「不法投棄の通報」をタップ

【LINEに関する問い合わせ先】 役場地域協働課 ☎963-1734 (直)